

公立病院改革プランの概要

団 体 名	北海道せたな町						
プ ラ ン の 名 称	せたな町立国保病院改革プラン						
策 定 日	平成 20年 12月 3日						
対 象 期 間	平成 20年度 ~ 平成 23年度						
病 院 の 現 状	病 院 名	せたな町立国保病院					
	所 在 地	北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山378番地					
	病 床 数	一般 60床 療養 39床 合計 99床					
	診 療 科 目	内科、外科、循環器科、小児科、婦人科、泌尿器科、リハビリ科、整形外科、眼科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>平成17年9月(檜山北部3町)町村合併により「せたな町」誕生。平成18年4月医療対策等審議会を設置。</p> <p>平成19年4月せたな町の公的医療機関の組織一元化(2病院1診療所を1病院2診療所(無床))を行い、旧北檜山国保病院に医療資源を集中し、あくまでも一次医療を堅持し、入院病床及び救急医療を確保した。</p> <p>合併後、町内唯一の救急告示病院として町民の救急医療を取り扱うとともに外科整形系疾患や維持期の脳疾患患者などの慢性期医療及び末期癌患者等の終末期医療(ターミナルケア)への対応を行い、さらに在宅医療を展開し地域医療の充実を図る。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>1 地方交付税措置分の繰出し 不採算地区病院の運営や救急医療確保に要する経費の一部として普通交付税及び特別交付税措置されている額については、全額一般会計から繰出しを行う。</p> <p>2 政策的繰出し ・施設整備や医療機器購入などの資本事業において、補助金や企業債等を充当しても不足する額について、病院会計に留保資金が無い場合は一般会計が負担する。 ・通常の経営収支において、地方交付税見合い分の繰出しをしてもなお、欠損金が生じる場合は、一般会計の可能な範囲において負担する。</p>						
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率(%)	95.41	100.05	100.80	102.40	105.60	
	職員給与費比率(医療収益比%)	67.65	63.31	63.14	61.99	59.91	
	病床利用率(%)	44.91	51.45	65.98	72.16	72.16	
	医師1人1日当たり収入額	479,178	496,276	512,861	512,861	512,861	単位:円
	看護師1人1日当たり収入額	61,829	58,223	59,534	59,534	59,534	単位:円
	患者1人1日当たり入院収入額	17,147	15,543	14,125	13,321	13,321	単位:円
	患者1人1日当たり外来収入額	12,992	13,189	13,189	13,189	13,189	単位:円
上記目標数値設定の考え方	<p>平成22年度以降において経常黒字化を達成し、計画期間中に経常収支比率の更なる改善を図る。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:22年度)</p>						

				団体名 (病院名)	せたな町 (せたな町立 国保病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考	
	年間入院患者数	16,274	18,593	23,360	25,550	25,550 単位:件	
	年間外来患者数(歯科除く)	27,339	28,912	29,085	31,476	31,476 単位:人	
	救急車による年間患者数	156	160	170	180	190 単位:人	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成19年度 給食業務外部委託実施。(医事課業務は、以前より導入済) 平成21年度 外来投薬の院外処方化を検討。				
		事業規模・形態の見直し	平成19年4月 町内の2病院・1診療所(有床)から1病院・2診療所(無床)に再編統合済。入院機能と救急対応は本院に集約。看護配置基準15:1 13:1へ移行。 平成20年8月 看護配置基準13:1から10:1へ移行。 平成23年3月 一般・療養病床数の削減を判断				
		経費削減・抑制対策	平成20年4月 職員給与と独自削減〔本俸4.2%カット・医師は除く〕 平成21年4月 医薬品、材料費の調達に当たって種類の見直し合理化を行い、診療所や他病院との共同購入を検討。				
		収入増加・確保対策	平成19年6月 循環器科・婦人科・眼科・整形外科等の委託診療開始。年間3,600万円増収。 平成20年8月 看護配置基準の引き上げ(13:1 10:1) 年間1,300万円増収。 平成21年4月 常勤医師を増員して入院患者の確保を図る。 外来・入院リハビリ充実のため理学療法士・作業療法士増員。 地域医療連携・相談係(ソーシャルワーカー)などの新設。				
		その他	平成20年9月 看護師・医療スタッフ等の専門性や知識の向上のため定期的な院内研修の開始。				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	56.80%	18年度	48.90%	19年度	44.90%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成20年12月 エレベーター設置工事完成。(1Fと2F用) 平成23年4月 このまま入院患者数が推移するならば、一般・療養病床を削減し、外来・入院患者用リハビリ室に転換。(医療サービスの向上を図る。)					

団体名 (病院名)	せたな町 (せたな町立 国保病院)
--------------	----------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当病院が所在する北渡島檜山圏域には、公立病院が5病院所在。圏域の二次医療を担っている八雲町総合病院(358床)の他、同町熊石国保病院(99床)、当院(99床)、長万部町国保病院(63床)、今金町国保病院(52床)。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	八雲町総合病院は、地域センター病院であり、圏域内の中核病院としての役割を果たしていることから、今後とも一定の機能の維持が必要。 熊石国保病院は、病床利用率が低く中核病院との連携のもとに診療所化の検討が迫られている。 当院を含む長万部、今金国保病院については不良債務はないが、小規模病院であり、病床利用率・平均在院日数などを勘案して適切な運営が求められている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時 期> 平成21年度を目処に結論を得る。	<内 容> 道、町、関係機関からなる「北渡島檜山圏域地域ケア整備・療養病床再編検討委員会」を設置。 (国の方針に従い、療養病床削減への対応策を話し合い「地域ケア体制整備構想」をまとめる。) 道、町、関係機関からなる「自治体病院広域化・連携検討会議(北渡島檜山圏域)」を設置。 (道が示した広域化・連携再編構想を踏まえ、具体的な協議開始。)
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	・既存の外部有識者で組織された「せたな町医療等対策審議会」を活用して、毎年度の決算と併せて改革プランの取り組み状況の点検・評価を実施。 ・町ホームページや町議会(委員会)で報告。	
	点検・評価の時期(毎年 月 頃等)	年1回(11月)	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	せたな町 (せたな町 立国保病 院)
--------------	-----------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分	年度						
	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 医 業 収 益 a	722	750	823	824	834	843
	(1) 料 金 収 入	678	702	776	776	786	795
	(2) そ の 他	44	48	47	48	48	48
	うち他会計負担金	25	25	25	25	25	25
	2. 医 業 外 収 益	135	174	173	178	178	188
	(1) 他会計負担金・補助金	131	168	169	174	174	184
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	4	6	4	4	4	4
	経 常 収 益 (A)	857	924	996	1,002	1,012	1,031
	支 出	1. 医 業 費 用 b	920	966	994	992	987
(1) 職 員 給 与 費 c		474	507	521	520	517	505
(2) 材 料 費		297	300	291	290	288	288
(3) 経 費		121	130	150	150	150	150
(4) 減 価 償 却 費		28	28	31	31	31	30
(5) そ の 他		1	1	1	1	1	1
2. 医 業 外 費 用		3	2	2	2	2	2
(1) 支 払 利 息		1	1	1	1	1	1
(2) そ の 他		2	1	1	1	1	1
経 常 費 用 (B)		924	968	996	994	989	976
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	67	44	0	8	23	55	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	1	1	1	1	1	1
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)	1	1	1	1	1	1
純 損 益 (C) + (F)	67	45	1	7	22	54	
累 積 欠 損 金 (G)	0	112	113	106	84	30	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	446	411	418	422	432	462
	流 動 負 債 (イ)	79	77	88	89	89	89
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)	0	0	0	0	0	0
差引 不 良 債 務 (オ) {(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}	367	334	330	333	343	373	
単 年 度 資 金 不 足 額	46	33	4	4	10	30	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	92.7%	95.5%	100.0%	100.8%	102.3%	105.6%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	-50.8%	-44.5%	-40.1%	-40.4%	-41.1%	-44.2%	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	78.5%	77.6%	82.8%	83.1%	84.5%	86.6%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	65.7%	67.6%	63.3%	63.1%	62.0%	59.9%	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
資 金 不 足 比 率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
病 床 利 用 率	48.9%	44.9%	51.5%	66.0%	72.2%	72.2%	

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	5	7	17	3	4	4
	2. 他 会 計 出 資 金	6	6	4	2	3	4
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0
	5. 他 会 計 補 助 金	2	4	11	0	2	2
	6. 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	7. そ の 他	0	0	0	0	0	0
	収 入 計 (a)	13	17	32	5	9	10
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	13	17	32	5	9	10	
支 出	1. 建 設 改 良 費	11	24	39	5	5	5
	2. 企 業 債 償 還 金	10	10	6	4	4	5
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	1	1	1	1	1	1
	支 出 計 (B)	22	35	46	10	10	11
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)		9	18	14	5	1	1
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	9	18	14	5	1	1
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	0	0	0
計 (D)	9	18	14	5	1	1	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)		0	0	0	0	0	0
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)		0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	0	(36,521)	(39,261)	(48,940)	(59,162)	(68,962)
資 本 的 収 支	156,202	192,800	194,741	199,400	199,500	209,300
	(2,168)	(4,038)	(1,474)	(600)	(750)	(1,000)
	6,478	6,378	3,739	2,400	3,000	4,000
合 計	(2,168)	(40,559)	(40,735)	(49,540)	(59,912)	(69,962)
	162,680	199,178	198,480	201,800	202,500	213,300

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。